

参考

東御市宿泊交流拠点整備運営事業評価基準抜粋（見え消し、12月23日）

【資料】

（資料１）提案内容の評価基準

【１．実績に関する事項】

評価項目	評価基準	配点
① 設計企業（建築）及び工事監理企業	延床面積 3,000 ㎡以上の宿泊施設又はその類似の商業・観光施設 <u>整備（改修に係るものも含む。）</u> の基本・実施設計の実績を有しているか ・過去５年で３件以上 （５点） ・過去５年で１件以上 （３点） ・過去５年で０件 （０点）	5
	延床面積 3,000 ㎡以上の宿泊施設又はその類似の商業・観光施設 <u>整備（改修に係るものも含む。）</u> の工事監理の実績を有しているか ・過去５年で３件以上 （５点） ・過去５年で１件以上 （３点） ・過去５年で０件 （０点）	5
	設計及び工事監理の管理技術者は、延床面積 3,000 ㎡以上の宿泊施設又はその類似の商業・観光施設 <u>整備（改修に係るものも含む。）</u> の設計及び 又は工事監理の実績を有し、一級建築士の資格を有する者を配置しているか ・過去５年で３件以上 （５点） ・過去５年で１件以上 （３点） ・過去５年で０件 （０点）	5
② 設計企業（土木）	舗装面積 2,000 ㎡以上の <u>道路整備、又は公共施設又は商業施設の駐車場整備（改修に係るものも含む。）</u> の詳細設計の実績を有しているか。 ・過去５年で３件以上 （５点） ・過去５年で１件以上 （３点） ・過去５年で０件 （０点）	5
	面積 5,000 ㎡以上の用地整備（切土・盛土、擁壁／法面の設置を含む。）の詳細設計の実績を有しているか。 ・過去５年で３件以上 （５点） ・過去５年で１件以上 （３点） ・過去５年で０件 （０点）	5
	管理技術者及び照査技術者は、舗装面積 2,000 ㎡以上の <u>道路整備、又は公共施設又は商業施設の駐車場整備（改修に係るものを含む。）及び／又は面積 5,000 ㎡以上の用地整備</u> の設計実績を 有し、技術士（建設部門＝道路又は都市及び地方計画）の資格を有する者と、面積 5,000 ㎡以上の用地整備の設計実績を有し、技術士（建設部門＝土質及び基礎）の資格を有する者を配置しているか。 ・過去５年で<u>舗装の実績１件と用地整備の実績１件を含む</u>３件以上 （５点） ・過去５年で<u>舗装の実績１件と用地整備の実績１件</u> （４点） ・過去５年で<u>どちらか３件以上</u> （３点） ・過去５年で<u>どちらか２件</u> （２点）	5

評価項目	評価基準	配点
	・過去5年でどちらか1件以上 (1点) ・過去5年で0件 (0点)	
③ 建設企業(建築)	延床面積 3,000 m²以上の公共施設又は商業施設の施工実績を有しているか。 ・過去5年で3件以上 (5点) ・過去5年で1件以上 (3点) ・過去5年で0件 (0点) <u>主任技術者(監理技術者)</u>は、延床面積 3,000 m²以上の公共施設又は商業施設の施工実績を有し、1級建築施工管理技士の資格を有する者を配置しているか。 ・過去5年で3件以上 (5点) ・過去5年で1件以上 (3点) ・過去5年で0件 (0点)	5
④ 建設企業(土木)	舗装面積 2,000 m²以上の<u>道路整備、又は</u>公共施設又は商業施設の駐車場整備(改修に係るものも含む)の施工実績を有しているか。 ・過去5年で3件以上 (5点) ・過去5年で1件以上 (3点) ・過去5年で0件 (0点) 面積 5,000 m²以上の用地整備(切土・盛土、擁壁/法面の設置を含む。)の施工実績の<u>実績</u>を有しているか。 ・過去5年で3件以上 -5点 ・過去5年で1件以上 -3点 ・過去5年で0件 -0点 <u>主任技術者(監理技術者)</u>は、舗装面積 2,000 m²以上の<u>道路整備、又は</u>公共施設又は商業施設の駐車場整備(改修にかかるものも含む。)及びと/又は面積 5,000 m²以上の用地整備の施工実績を有し、1級土木施工管理技士又は技術士(建設部門-道路)の資格を有する者と1級土木施工管理技士又は技術士(建設部門-道路)の資格を有する者を配置しているか ・過去5年で<u>道路整備又は駐車場整備1件と用地整備1件を含む</u>3件以上 (5点) ・過去5年で道路整備又は駐車場整備1件と用地整備1件 (4点) ・過去5年で<u>どちらかを3件以上</u> (3点) ・過去5年で<u>どちらかを2件</u> (2点) ・過去5年で<u>どちらかを1件以上</u> (13点) ・過去5年で0件 (0点)	5

【4. 設計及び工事監理業務に関する事項】

評価項目	評価基準	配点
⑦ 県産材の利用	古民家レストラン以外の施設に長野県産材はどの程度利用されているか (延べ床面積あたりの木材使用量 (m³/m²) が一番多い提案 (A) を 10 点、<u>県産材を利用し</u>ない提案(B)を 0 点とする。その間の提案 (BC) は以下の式で求める。) $\text{加点数} = (\text{BC}) / (\text{AB}) \times 10$ 1 グループのみの応募の場合は、県産材不利用は 0 点、県産材利用は 5 点加算する。	10

⑨ 客室棟	・何室の客室を計画しているか (a 10 室以下の提案には 0 点、11 室から 30 室の提案（部屋数 A）には以下の式で 20 点を加点する。 加点数 = (A-10) b 31 室以上の加点 i 提案が 1 グループのみの場合 49 室までの提案（部屋数 B）は以下の式で求める 加点数 = (B-10) 50 室以上の加点は 40 点とする。 ii 提案が複数グループの場合 最大の部屋数（部屋数 C）の点数を 40 点、31 室から C までの部屋数（部屋数 D）の提案は以下の式で求める。 加点数 = (C-30) / (D-30) × 20 + 20 部屋数が最小（部屋数 A）の提案に 0 点、部屋数が最大（部屋数 B）の提案に 40 点を加点する。その間の部屋数（C）の加点については以下の式で求める。 加点数 = (B-C) / (B-A) × 40 1 グループのみの応募の場合、室以下の提案には 0 点、3 室以上の提案には 20 点加点する。	40
⑭ 第 2 レストラン	・第 2 レストランを設置する場合は以下の視点で評価する。か ・このレストランの目玉となるような工夫がなされているか ・ホールと厨房の面積のバランスが適正で、客と従業員の動線がスムーズか <u>第 2 レストランを設置しない提案には 5 点を加点する。</u>	10